

港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を制限するので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年5月13日

博多港長



博多港第1区中央ふ頭沖海域における航行の制限について

博多港第1区中央ふ頭沖海域における泊地浚渫工事にかかる潜水作業が行われるため、船舶の航行を下記のとおり制限する。

記

- 1 日時 令和3年5月24日（月曜日）から同年5月28日（金曜日）
午前8時00分から午後5時00分まで
（注）ただし、警戒船が配備されている時間帯に限る。
- 2 区域 次のイからホの各点を順次結んだ線により囲まれた海面（略図参照）
イ 北緯33度37分09秒 東経130度23分25秒
ロ 北緯33度37分14秒 東経130度23分46秒
ハ 北緯33度37分06秒 東経130度24分04秒
ニ 北緯33度36分55秒 東経130度23分59秒
ホ 北緯33度37分01秒 東経130度23分35秒
- 3 制限事項
船舶は、上記2の区域を航行する場合は、次のとおりとする。
ただし、汽艇等の船舶及び当該工事作業に従事する船舶を除く。
(1) 上記2の区域を東航する場合、次のホからチの各点を順次結んだ線により囲まれた区域の南側を航行すること。（略図参照）
ホ 北緯33度37分01秒 東経130度23分35秒
へ 北緯33度37分04秒 東経130度23分33秒
ト 北緯33度37分07秒 東経130度23分43秒
チ 北緯33度37分05秒 東経130度23分45秒
(2) 上記2の区域を西航する場合、(1)の区域の北側を航行すること。（略図参照）
- 4 警戒船
工事区域周辺には、警戒船が配備されている。
警戒船には、「警戒船」の看板又は旗が掲げられている。
警戒船には、青色の閃光灯が掲げられている。

5 その他

(1) 上記2の区域を航行しようとする次に掲げる船舶は、着岸2時間前又は離岸1時間前までに「博多港整備船舶安全支援業務室」(TEL 092-262-4621)に連絡すること。

- ① 全長153m超の船舶
- ② 風圧面積が大きい自動車専用船等の船舶
- ③ 博多港第1区内で港内移動(シフト)をしようとする船舶

(2) 作業区域周辺海域を航行する船舶は出来る限り迂回して航行すること。

【略図】

